

「第4次市庁舎整備に関する調査特別委員会中間報告」の  
鳥取市の広報への掲載差し止めを求める申し入れ書

市庁舎新築移転を問う市民の会 会長 八村 輝夫

「第四次庁舎整備に関する調査特別委員会（以下、調査特別委員会）は、去る3月14日の委員会において、中西照典委員長が提案した「現本庁舎の耐震改修案」と「新築案」を対比させつつ、「耐震改修案」に賛成する委員の評決を強行した。

これは、17日の議論の中でも明らかなように、委員の全員が合意している第三次特別委員会の最終報告で示された「住民投票の結果を尊重し、今後も市民の意見を取り入れながら、調査検討を続けていく」という基本方向と根本的に矛盾する審議の進め方であり、結論自体が不当なものと断じざるを得ない。

さらに言うなら、「現本庁舎の耐震改修案」と「新築案」（現所在地新築と新築移転を結びつけた抽象的概念＝新築ならなんでもいい）という提起は、調査特別委員会でも全く議論されたこともなく、ましてや市民にとっては聞いたこともない新しい提案と言わなければならない。

もともと、「住民投票案」は市議会の全員一致の合意に基づいて実施されたものであり、50%を超える市民が参加し、60%を超える市民が「耐震改修」に賛成し、「新築移転」は否決されたのである。47,000人も市民が支持した「耐震改修」の意思を、たった9人の委員会、しかもたった5人の新築派の委員の意思でこれを踏みにじることは許されない暴挙である。

しかもこの案は、市の進めている「全体構想案」にすら示されていないものである。このように問題ある中間報告の内容を市の広報誌に掲載するのは不相当であることは明らかである。

しかも、三週間あまり後の市長選挙において、市庁舎問題は重要な争点として争われている内容に直接かかわるものであることを考慮すると、選挙結果に重大な影響を与えかねない。

このようなものを掲載することは、「行政が一方の候補者に肩入れするもの」というそしりを免れないだけでなく、公正な選挙を推進する立場にある公務員の立場を逸脱するおそれがある。

したがって、このような内容を従来のように全戸配布の市の広報チラシに掲載することは厳に慎まれるよう申し入れるものである。

強行されるようなことがあれば、中西委員長が提起し強行採決した中間報告と同時に議会に提案された約485万円の広報宣伝費は連動したものであり、市民の眼には、市当局と議会で新築移転を推進してきた議員の会派が、事前に申し合わせて行われた謀略の疑いが濃く感じられるものと言わざるを得ない。

そして、この進め方は、足掛け5年にわたる私たち「市民の会」と多くの市民の声を一気に踏みにじる暴挙であり、議会と行政が市民に背を向けたという重大な証左である。

我々は、万一このような暴挙を強行されるようなことがあれば、裁判所への「差し止め請求」を行う検討に入ったことを申し添えておく。

以上